

<報道発表資料>

埼玉県選挙管理委員会 石島・杉田 直通 048-830-2695

内線 2695

E-mail: a2695@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和6年2月13日

桶川市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに ついて

令和5年11月19日執行の桶川市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てが令和6年2月8日付けでなされ、本日の委員会で受理することを決定しましたので、お知らせします。

記

1 申立人

星野 充生(桶川市議会議員一般選挙の選挙人かつ立候補者)

2 申立ての趣旨

令和5年11月19日執行の桶川市議会議員一般選挙における当選人ほそや文 人氏の当選を無効とする異議申出に対する桶川市選挙管理委員会の令和6年1月 16日付けの決定について、審査を求める。

3 申立ての理由

桶川市選挙管理委員会に申し出た異議申出に対する決定書において一部疑問の 残る又は調査不十分、説明不足と思われる点があり、更なる調査を求める。

4 決定の期限

この審査申立てに対する当委員会の裁決は、申立てを受理した日(2月8日)から60日以内(4月8日まで)に行うよう努めるものとされている(公職選挙法第213条第1項)。

参考 桶川市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出 に対する決定について

https://www.city.okegawa.lg.jp/soshiki/gyosei_iinkai/senkyokanriiin/senkyo/12561.html